

2021年9月3日

One Asia Lawyers シンガポール事務所

シンガポール個人情報保護法 Q&A (第12回)

本稿執筆の背景については、[第1回記事](#)の冒頭をご参照ください。

Q. 移転制限義務 (Transfer Limitation Obligation) とは、どのような義務ですか。

移転制限義務 (第26条) とは、事業者がシンガポール国外に個人情報を移転するにあたっては、シンガポール PDPA に基づく保護と同等水準の保護措置を提供するための所定の要件に従う必要があり、その要件に従っていない場合にはシンガポール国外へ個人情報を移転してはならないとする義務を言います。

この点、事業者が個人情報をシンガポール国外へ移転するために求められる条件については、PDPA の下位法令である Personal Data Protection Regulations 2021 (以下「PDPR」と言います。) において具体的に定められていますが (PDPR Part 3 TRANSFER OF PERSONAL DATA OUTSIDE SINGAPORE¹)、端的に言えば、「事業者が、移転された個人情報の (シンガポール国外の) 受領者 (以下「国外受領者」と言います。) に対し、その個人情報をシンガポール PDPA の下におけるのと同等の保護水準を提供する法的強制力を有する義務に拘束させるための適切な措置を講じた場合」には、個人情報を海外移転できるということになっています²。

国外受領者に対して法的強制力を有する義務を課せられる根拠としては、次があり得ます。

- (a) 何らかの法律
- (b) シンガポール PDPA と同等の保護基準を設定し、契約に基づき個人情報が移転される国及び地域が具体的に特定される契約
- (c) 対象となる全ての国外受領者に対し、PDPA と同等の保護水準を提供することを要求する拘束的企業準則 (binding corporate rules、以下「BCR」)³であって、(i) それが適用される対象者

¹ <https://sso.agc.gov.sg/SL/PDPA2012-S63-2021?DocDate=20210129#P13->

² “an organisation may transfer personal data overseas if it has taken appropriate steps to ensure that the overseas recipient is bound by legally enforceable obligations to provide the transferred personal data a standard of protection that is comparable to that under the PDPA”

³ なお、このような拘束的企業準則 (BCR) については、PDPR 上、国外受領者が個人情報の移転元事業者と「関連性を有」し、かつ、他に法的強制力のある義務に服していない場合に採用することができます。また、PDPR 上、次の場合には、国外受領者が個人情報の移転元事業者と「関連性を有」するとされています。

- (a) 国外受領者が、直接又は間接に個人情報の移転元事業者を支配している場合
- (b) 国外受領者が、直接又は間接的に個人情報の移転元事業者に支配されている場合
- (c) 国外受領者と移転元事業者が、直接又は間接に同一人物の支配下にある場合

(国外受領者)、(ii) その BCR に基づき個人情報に移転される可能性のある国及び地域、及び
(iii) その BCR に基づき設定される権利及び義務が具体的に規定されているもの。

(d) その他の法的拘束力を有する文書

よって、基本的に、個人情報の国外移転先がグループ会社間であるような場合には、上記 BCR の基準を利用することができることになると考えられます。

以上のほか、国外受領者が個人情報移転先の国又は地域の法律で認められている「特定の認証」 (“specified certification”) を保有している場合にも、その国外受領者は法的強制力を有する義務に拘束されるとみなされます。PDPR 上、この「特定の認証」とは、APEC Cross-Border Privacy Rules (CBPR)、APEC Privacy Recognition for Processors (PRP) の両制度に基づく認証を指します⁴⁵。国外受領者は、以下の場合には、譲渡制限義務の要件を満たすものとして取り扱われます。

(a) PDPA 上の「事業者」として個人情報を受領しており、有効な CBPR 認証を取得している場合

(b) データ仲介者 (data intermediary) として個人情報を受領しており、有効な PRP 又は CBPR 認証のいずれか又は両方を保有している場合

更に、PDPR においては、次のような場合にも、それ以上の対応を要することなく、移転元事業者は、譲渡制限義務を満たしていると判断されます。しかしながら、ガイドラインにおいては、これらの要素に依拠することは謙抑的であるべきであり、事業者はできる限り、上述の「法的強制力を有する義務」又は「特定の認証」によるべきであるとされている点には注意が必要です。

(a) 移転対象となる個人情報にかかる本人が、移転後にその個人情報がどのように保護されるのかについて通知された後、その移転に同意している場合

(b) その移転（第三者への移転を含む）が事業者と本人との間の契約の締結又は履行のために合理的に必要な場合において、本人が、その事業者による移転に対してみなし同意を与えたと言えるとき

⁴ 詳細は、関連ウェブサイトをご参照ください (<https://www.pdpc.gov.sg/news-and-events/announcements/2019/07/apec-cbprprp-certification-now-available>)。

⁵ APEC ウェブサイトによると、CBPR 制度は、現在、オーストラリア、カナダ、日本、韓国、メキシコ、シンガポール、台湾及び米国の 8 か国・地域が参加しています。一方 PRP 制度は、シンガポール及び米国しか参加していません (<https://www.apec.org/Groups/Committee-on-Trade-and-Investment/Digital-Economy-Steering-Group>)。

また、シンガポールにおいては、CBPR 認証を取得している事業者は 4 社、PRP 認証を取得している事業者は 2 社に留まっており（いずれも 2021 年 5 月現在）、これらの制度は、現時点ではまだ十分に浸透しているとは言えないと思われます（日本においても認知度は低いと思われます。）。

(c) 個人の重大な利益又は国益のための使用または開示のために移転が必要であり、かつ、移転元事業者が、その個人情報に国外受領者による目的外の使用・開示を防ぐための合理的な措置を講じている場合

(d) 個人情報が輸送中の情報（data in transit）⁶である場合

(e) その個人情報がシンガポールにおいて公知（publicly available）である場合

なお、上記のうち(a)本人の同意に依拠するためには、事業者は、国外移転される個人情報が、シンガポール PDPA に基づく場合と同等の水準で保護されることを示す合理的な概要を書面で提示し、その個人に通知すること等が求められるとされ、同意取得のプロセスも問題とされ得ることにつき、注意が必要と言えます。

以 上

<注記>

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers」は、日本及び ASEAN 及び南アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 及び南アジア法務特化型の法律事務所です。また、近時はオーストラリア・ニュージーランドエリア、及び中国深センにも関連会社オフィスを展開し、クライアントからの更なるニーズに応えるよう努めております。

One Asia Lawyers シンガポール事務所においては、常駐日本人専門家・シンガポール法弁護士を含む合計 20 名強の体制で対応を行っております。M&A を中心とするコーポレート案件、労務、

⁶ この点、「輸送中の情報」（data in transit）とは、シンガポール外の国又は地域に転送される個人情報であって、その転送それ自体の目的を除いては、個人情報がシンガポールに存在している間、当該個人情報を転送している事業者以外のいかなる事業者も、個人情報へのアクセス、使用又は開示をしないものを指します。例えば、海外から転送された個人情報が、他の海外の目的地に移転する過程でシンガポール国内のサーバーを中継する場合は挙げられます。

個人情報その他を含むコンプライアンス案件、倒産、国際仲裁等、現地に根付いたサービスを提供しております。

顧問先向けには、各種動画配信（例えば、「サーキットブレーカー解除後に求められるシンガポールにおける個人情報保護法対策」、「シンガポールにおける債権回収・倒産法の実務」等も行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

tomoyoshi.ina@oneasia.legal



[伊奈知芳](#) One Asia Lawyers シンガポール事務所

弁護士登録後、日本における対中国クロスボーダー投資案件を主要業務とするブティック型法律事務所に約 8 年間勤務。同所入所直後より主に中国案件に関与し、2010 年より同所上海事務所代表として常駐。2013 年より同所首席代表弁護士として勤務する。

同所在職中は、主に日系クライアントに対する対中国・アジア進出、企業再編（50 件以上の M&A を含む。）、撤退案件全般に関する各種法的アドバイスの提供のほか、各種案件に伴う労務問題の処理、税関問題の処理、債権回収案件への対応等に携わる。

2015 年、同所を退職後、シンガポール国立大学法学部大学院（LL.M.）へ留学。2016 年、同大学院を卒業（Master's Degree を取得）後、One Asia Lawyers の設立に参画。以後一貫してシンガポールをベースとし、東南アジア及び中国を中心とするクロスボーダー M&A 案件のほか、労務、知財、コンプライアンスその他一般企業法務案件、及びシンガポールに関わる国際離婚、相続案件等に幅広く携わっている。特に、シンガポールを中心とした個人情報保護法制に関する案件については、講演・執筆活動も多数行っている。tomoyoshi.ina@oneasia.legal